

○北海道の労働と福祉を考える会規約

平成十一年十一月一日施行、平成二十二年七月一日改正、平成二十五年九月一日改正

第一章

総則

（会の名称と所在地）

第一条

本会は、北海道の労働と福祉を考える会（以下、「本会」という）と称する。本会の連絡先は代表の所在地におく。

（目的）

第二条

本会は、仕事と暮らしに困難を抱えている人々の福祉に寄与することを目的とする。

（事業）

第三条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 仕事と暮らしに困難を抱えている人々の労働と福祉に関する調査研究及び支援活動、広報活動
- 二 その他、目的達成のために必要な活動

（組織）

第四条

本会は、本会の目的に賛同する個人及び団体からなる会員によって組織される。

(解散)

第四条の二

解散については以下に定めるいずれかに該当する場合とする。

一 総会で決議された場合

二 会員の欠亡

(会員)

第五条

①会への入会は、代表の承認を得るものとする。代表は、本会の趣旨・目的に反すると認められる個人または団体の入会を承認しないことができる。

②会員は何時でも退会することができる。

③代表は、本会の趣旨・目的に反すると認められる言動をした会員に対し、退会を勧告し、または資格停止の処分をすることができる。資格停止の対象となった会員は、総会で、処分について審議を求めることができる。当該会員はその総会で、意見を述べることができる。当該会員は、出席者の三分の二以上の賛成があれば、資格停止を解かれる。

④会員は細則に定める会費を納めなければならない。

第二章 役員

(役員)

第六条

本会に、次の役員をおく。

- 一 代表 一名
- 二 副代表 二名以内
- 三 事務局長 一名
- 四 事務局次長 一名
- 五 監査役 二名

(顧問)

第六条の二

本会に、若干名の顧問をおくことができる。

(役員の職務)

第七条

- ①代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- ②副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③事務局長は、代表及び副代表を補佐して、会務の企画運営の事務を掌理する。
- ④事務局次長は、事務局長を補佐する。
- ⑤監査役は、本会の会務及び会計を監査する。

(顧問の職務)

第七条の二

顧問は本会に指導・助言を行い、または代表の諮問に応ずる。

(役員を選出)

第八条

- ①代表及び副代表は、総会でこれを選出する。
- ②事務局長及び事務局次長は、代表がこれを任命し、総会でこれを承認する。
- ③監査役は、代表がこれを委嘱し、総会でこれを承認する。

(顧問の委嘱)

第八条の二

顧問は、代表が委嘱する。

(任期)

第九条

- ①本会の役員の任期は、一年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間までとする。
- ②役員は、これを再任することができる。

第三章

総会

(総会)

第十条

- ①本会の総会は、最高意思決定機関であり、定例総会及び臨時総会の二種とし、代表が、原則として二週間前までに通知を出してこれを招集する。総会は、役員を選出、活動方針の決定、予算・決算の承認、規約の変更その他本会の運営にかかわる事項を議論し決定す

る。

②定例総会は、毎年会計年度終了後原則として一ヶ月以内に開催する。

③ 代表は必要があると認めるときは、議案を示して臨時総会を招集することができる。会員総数の三分の一以上の会員が、理由を示して臨時総会の開催を要求したときは、三ヶ月以内に代表はこれを招集しなければならない。ただし、その要求時から三ヶ月以内に、総会の開催予定がある場合は、代表は、要求された議題を追加することで、重ねて総会を開催することに代えることができる。

第四章

事務局

(事務局)

第十一条

本会の事務を処理するために、事務局をおく。

第五章

会計

(会計)

第十二条

①本会の経費は、会費、寄付金、各種補助金、その他事業費によってこれを支弁する。

②本会の会計年度は、毎年三月一日に始まり、翌年二月末日をもって終わる。

③本会には、特別会計を設けることができる。

④第三条に定める事業により収益が生じた場合は本会の財産とする。

⑤本会が解散した時に残存する財産は本会と同種の目的を有する非営利団体に寄付するものとする。その帰属先は総会において出席した会員の三分の二以上の議決を経て選定するものとする。

第六章

規約の変更

(規約の変更)

第十三条

本会の規約を変更する場合は、総会の決議を経なければならない。

第七章

補足

(細則)

第十四条

①この規約に定めのない事項で本会の運営に必要なものは、代表が細則でこれを定める。代表は、細則を定めるに当たっては、できる限り会員の意見を聞かなければならない。

②前項の細則は、特別の支障がある場合を除き、会員に公開しなければならない。

附則

本規約は、平成十一年十一月一日より施行する。

本規約は、平成二十二年七月一日より施行する。

本規約は、平成二十五年九月一日より施行する。

本規約は、平成二九年四月一六日より施行する。

細則

(趣旨)

第1条

この細則は、北海道の労働と福祉を考える会規約(以下「規約」という。)第5条第4項に従い、北海道の労働と福祉を考える会(以下「会」という。)の会費について必要な事項を定めるものとする。

(会員区分および会費)

第2条

①会の会員は、一般会員、学生会員および賛助会員とする。

②会の会費は、以下の各号に定める次のとおりとする。

一 一般会員 2,000 円(年額)

③賛助会員は、個人賛助会員および団体賛助会員からなり、それぞれ以下の各号に定める会費を年に一口以上納める者とする。

一 個人賛助会員 5,000 円(一口)

二 団体賛助会員 10,000 円(一口)

(支援者相談員)

第三条

附則

この細則は、平成二九年四月一六日より施行する。